

井原精機株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～令和6年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における男性社員の育児休暇取得率 20%達成

<対策>

- 令和3年 4月～ 男性育児休暇対象社員を把握し、個別に制度の説明を行う

目標2：対象部門のテレワーク実施率 10%以上

<対策>

- 令和3年 4月～ テレワーク制度の拡充
- 令和4年 4月～ 未達成の場合は追加対策実施
- 令和5年 4月～ 未達成の場合は追加対策実施

目標3：残業時間上限の低減（74時間から70時間へ）

<対策>

- 令和3年 4月～ 毎月の安全衛生委員会にて残業時間の状況を取りまとめ、報告
- 令和3年 4月～ 残業時間上限を74時間から72時間へ変更
- 令和4年 4月～ 残業時間上限を72時間から70時間へ変更